

徳島県規則第四十五号

徳島県農業次世代人材投資資金交付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年九月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県農業次世代人材投資資金交付規則の一部を改正する規則

徳島県農業次世代人材投資資金交付規則（平成二十四年徳島県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県就農準備資金交付規則

第一条中「農業次世代人材投資資金」を「就農準備資金」に改める。

第四条中「六月ごと」を「知事が別に定める期間ごと」に改め、「（最後に六月未満の区分した期間が生じた場合には、その期間とする。第六条において同じ。）」を削る。

第六条中「各期間ごと」を「各期間（最後に六月未満の区分した期間が生じた場合には、その期間とする。）ごと」に改める。

第七条第一項中「研修」を「災害、疾病その他やむを得ない理由により研修」に改める。

第九条第二項第四号中「認めた」を「知事が認めた」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 受給者が研修を中止した場合

第九条第二項に次の一号を加える。

六 国が資金に関し実施する報告の徴収又は立入調査に受給者が協力しない場合

第九条の次に次の一条を加える。

（継続研修計画の承認等）

第九条の二 受給者は、資金の対象期間終了後引き続き就農に向けて、より高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画を作成し、知事の承認を受けなければならない。

2 第二条第二項及び第三条の規定は、前項の継続研修計画について準用する。この場合において、第二条第二項中「前項」とあるのは「第九条の二第一項」と、第三条中「前条第二項」とあるのは「第九条の二第二項において準用する第二条第二項」と読み替えるものとする。

3 継続研修を行う受給者は、継続研修開始後一月以内に、継続研修届を知事に提出しなければならない。

4 第六条の規定は、継続研修について準用する。この場合において、同条中「資金の対象期間」とあるのは、「継続研修の期間」と読み替えるものとする。

第十条の見出しを、「（研修終了後等の報告）」に改め、同条第一項中「研修終了後」を「研修の中止又は終了後（継続研修を行う者にあつては、継続研修の終了後。以下「研修終了後」という。）」に改め、同条第二項中「一年以内」の下に、「（次項の規定による報告をした者にあつては、原則二年以内。次条第三号において同じ。）」を加え、「就農報告書に」を削り、「添えて、」を「添付した就農届により」に、「提出しなければ」を「報告しなければ」に改め、同条第三項中「研修終了後」を「資金の対象期間内又は資金の

対象期間終了後」に、「転居した」を「氏名、住所、電話番号等を変更した」に、「転居後」を「変更後」に、「住所変更届を」を「知事が定める書類を添付した住所等変更届により」に、「提出しなければ」を「報告しなければ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 受給者は、やむを得ない理由により研修終了後一年以内に就農が困難な場合は、就農遅延届により知事に報告しなければならない。

4 受給者は、就農継続期間（就農後指定期間（資金の交付を受けた期間の二分の三倍に相当する期間若しくは二年間のいずれか長い期間又は知事が別に定める場合にあつては五年間をいう。）（この項及び次項の規定による報告をした場合にあつては、就農を中断した期間を除いた就農期間の合計が当該指定期間となる期間）が経過するまでの期間をいう。以下同じ。）中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、当該中断後一月以内に、就農中断届により知事に報告しなければならない。

5 前項の規定による報告をした受給者は、就農を再開する場合は、就農再開届により知事に報告しなければならない。

6 受給者は、資金の対象期間終了後六年以内に離農した場合は、当該離農後一月以内に、知事が定める書類を添付した離農届により知事に報告しなければならない。
第十一条第五号を次のように改める。

五 就農継続期間（前条第四項及び第五項の規定による報告をした場合にあつては、就農を中断した期間を除く。）就農しなかった場合又は当該就農継続期間の農業の従事日数等が知事が別に定める日数等未満である場合

第十一条第六号中「指定期間以内で前条」を「就農継続期間内で前条（第三項を除く。

）」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の徳島県就農準備資金交付規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に新規則第三条の承認を受けた者に対する資金について適用し、同日前に改正前の徳島県農業次世代人材投資資金交付規則（以下「旧規則」という。）第三条の承認を受けた者に対する資金については、なお従前の例による。

3 令和四年四月一日からこの規則の施行の日前までの間にされている旧規則第二条第二項の規定による研修計画の承認の申請は、新規則第二条第二項の規定による研修計画の承認の申請とみなす。